

# 飯田市病児保育施設 ご利用の案内



## ●「病児保育」って？

子どもが病気だけれど、仕事を休めない、看てもらえる人がいない・・・困った！  
こんな悩みにお応えする、子育てサポートの為の施設です。

## ●ご利用には、事前の「登録」が必要です。 ※ご利用の前日までに、登録を済ませてください。

所定の用紙は、健和会病院内「病児保育施設おひさまはるる」または松川町教育委員会こども課にあります。

## ●申し込み方法

原則：利用日前日の午前8時30分から午後5時までに直接「病児保育室」へ電話で申し込んで下さい。  
ただし、前日が休業日の場合は、当日の朝7時45分以降に受け付けます。

## ○ 実施施設・場所

- ・社会医療法人 健和会  
飯田市病児保育施設 おひさま はるる
- ・所在地：飯田市鼎中平1936番地
- ・電話：0265-23-4001(直通)

## ○ お預かりする子ども(以下全てを満たす)

- ・生後6ヶ月～小学6年生までの児童
- ・入院は不要だが保育所等の  
集団生活が困難(小学校含む)
- ・保護者の就労等で家庭での保育ができない

## ○ 受入定員：1日6名

## ○ お預かりする時間

- ・平日 午前8時～午後6時
- ・休日 土・日・祝日  
12/29～1/3 ・ 8/14～16

## ○ 利用可能期間

- ・原則、連続7日以内(休業日を除く)

## ○ お預かりできない場合

- ・かかりつけ医が診察の結果、  
病状により受入不可と判断した時
- ・施設の利用目的に反するとき
- ・施設職員の指示に従わないとき
- ・定員を超えるとき

## ○ 利用料 下記のとおり

世帯の区分	利用5時間以内	利用5時間以上
生活保護世帯	無 料	無 料
当年度の保護者の町民税が非課税の ひとり親世帯	無 料	無 料
当年度の保護者の町民税が非課税世帯	500円	1,000円
上記以外の世帯	1,000円	2,000円

※4月～8月までは前年度の課税状況によります。

※利用料金の支払いは、利用後、こども課より  
保護者の方へ納付書を送付いたします。  
支払い期日までに支払いをお願いします。

## \*\*\* 利用の流れ \*\*\*

### ① 事前の利用登録

- ・ 所定の用紙に必要事項を記入  
(母子手帳を見てご自宅で漏れのないよう記入)  
「はるる」もしくはこども課へ提出  
・・・事前の登録をお願いします。

※利用当日の登録は出来かねます。

### ② かかりつけ医への受診・予約

- ・ 受診し「医師連絡票」を記入して頂く
- ・ 電話予約(0265-23-4001)  
・・・キャンセルの場合は必ず連絡をしてください。

### ③ 利用

- ・ 必要なもの(下記参照)
- ・ お迎えは、事前に届け出た方をお願いします。

## 利用当日の持ちもの

- ◎お弁当(400円で給食もあります)
- ◎医師連絡票    ◎当日申込書    ◎与薬依頼書
- ◎母子手帳
- ◎お薬(説明書)    ◎お薬手帳
- ◎着替え(嘔吐・下痢の場合は多めに用意)
- ◎おむつ1日分    ◎おしりふき
- ◎ミルク、哺乳瓶    ◎ビニール袋2～3枚(汚物用)
- ☆ コップ・布団は不要
- ☆ 全ての持ち物に記名をお願いします！

お問い合わせ

松川町教育委員会こども課 保育園係

電話 0265-36-7023(直通)